

阿波地美栄取扱店認定要領

1 目的

野生鳥獣による被害を軽減するために徳島県で捕獲されたシカやイノシシの肉（以下、「シカ肉等」という。）及びシカ肉等を用いた料理や加工品を提供する飲食店等の認定制度を設けることにより、捕獲鳥獣の有効活用を促進するとともに、安全で安心なシカ肉等の消費拡大と販売促進を図る。

2 定義

- (1) 「阿波地美栄」とは、徳島県内に生息する野生シカ及びイノシシのうち、捕獲又は捕獲後飼育され、「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に則した食肉処理施設（以下、「処理施設」という。）で適切に処理された食用（食品加工原料を含む。）のシカ肉等をいう。
- (2) 「阿波地美栄取扱店」とは、次のアからエの施設をいう。

ア 処理施設

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受け、ガイドラインに則してシカ及びイノシシのと体を販売目的で食用として処理（と殺、放血、解体（内臓の摘出及び剥皮）から枝肉の分割、脱骨、細切までの全部又は一部（枝肉の細切のみを行う場合は除く））を行い、「阿波地美栄」を提供する施設。

イ 加工品製造施設

「阿波地美栄」を使用した加工品（以下、「加工品」という。）を製造し、提供する施設。

ウ 「阿波地美栄」の買えるお店

処理施設、加工品製造施設から「阿波地美栄」や加工品を仕入れて提供する販売店（以下、「販売店」という。）。

エ 「阿波地美栄」の食べられるお店

「阿波地美栄」と本県産の野菜、果実、魚介類等の食材や調味料等を使用した地域色が豊かな料理を提供する飲食店や喫茶店等（以下、「料理店」という。）。特にこれを「うまいよ！ジビエ料理店」という。

3 申請

「阿波地美栄取扱店」の認定を受けようとする者は、それぞれ次の手続きにより、知事に申請するものとする。

(1) 処理施設

2の(2)のアで規定する処理施設の認定を受けようとする者は、申請書(別記様式1)に施設所在地の市町村長の推薦状(別記様式2)を添付して申請するものとする。

(2) 加工品製造施設

2の(2)のイで規定する加工品製造施設の認定を受けようとする者は、申請書(別記様式3)に、2の(2)のアで規定する処理施設を管理する者の推薦状(別記様式4)を添付して申請するものとする。(3)「阿波地美栄」の買えるお店

2の(2)のウで規定する販売店の認定を受けようとする者は、申請書(別記様式3)に、「阿波地美栄」の販売については、2の(2)のアで規定する処理施設を管理する者の推薦状(別記様式4)を、加工品の販売については、2の(2)のイで規定する加工品製造施設の代表者の推薦状(別記様式5)を添付して申請するものとする。

(4) 「阿波地美栄」の食べられるお店

2の(2)のエで規定する料理店の認定を受けようとする者は、申請書(別記様式6)に、2の(2)のアで規定する処理施設を管理する者の推薦状(別記様式4)を添付して申請するものとする。

4 認定

知事は、3の規定に基づき申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると判断した場合、処理施設、加工品製造施設及び販売店については別記様式7、料理店については別記様式8により、申請者あて認定証を交付するとともに、「阿波地美栄取扱店一覧表」(別記様式9)へ記載する。

また、処理施設については別記様式10により、市町村長あて認定した旨を通知する。

5 認定の公表

知事は、認定した「阿波地美栄取扱店」について内容等を公表するものとする。

6 認定期間

当初認定日から5年間とし、有効期間満了の日以前に「阿波地美栄取扱店」から、10の規定による辞退の届出がない場合は、さらに5年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

7 認定内容の変更

「阿波地美栄取扱店」について変更が生じたときは、それぞれ次の手続きにより、速やかに知事に変更内容を届け出るものとする。

(1) 申請書に記載した内容に変更が生じたとき

変更申請書（処理施設については別記様式11、加工品製造施設又は販売店については別記様式12、料理店については別記様式13）を知事に提出するものとする。

なお、先に交付した認定証の記載内容にかかる変更の場合は、認定証を添付して提出するものとする。

(2) 食品衛生法に基づく営業許可に係る休業届、再開届、廃業届を行ったときは、別記様式14により知事に届け出るものとする。

なお、廃業の場合は、併せて先に交付した認定証を返却するものとする。

8 変更内容の認定

知事は、7の(1)の規定に基づき変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると判断した場合、別記様式15により申請者あて認定した旨を通知するとともに、「阿波地美栄取扱店一覧表」へ変更内容を記載する。また、認定証の記載内容にかかる変更の場合は、申請者あて新たな認定証を交付するものとする。

知事は、7の(2)の規定に基づく届出があったときは、それぞれ「阿波地美栄取扱店一覧表」への記載の停止、再開又は廃止を行うものとする。

9 認定の取消

知事は、「阿波地美栄取扱店」の営業等に問題があると判断した場合は、別記様式16により認定を取り消すことができる。

また、認定を取り消された「阿波地美栄取扱店」は、速やかに先に交付した認定証を返却するものとする。

10 認定の辞退等

「阿波地美栄取扱店」は、自己都合により認定を辞退することができる。この場合は、認定辞退届出書（別記様式17）に、先に交付した認定証を添えて提出するものとする。

11 認定の表示

「阿波地美栄取扱店」は、4により交付した認定証を施設に掲示するものとする。

12 報告等

「阿波地美栄取扱店」は、生産量、出荷量及び販売量等に関する記録を保存し、知事が提出を求めるときは、速やかに報告書（別記様式18）を提出するものとする。

13 役割

「阿波地美栄取扱店」は、知事が行う獣肉等の利活用の推進活動に協力するものとする。

14 その他

- (1) 「阿波地美栄取扱店」は、食品衛生法ガイドラインなど関連する法律等を遵守するとともに、適正な表示に努めるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、「阿波地美栄」、「阿波地美栄取扱店」の振興に必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成26年12月1日より施行する。

この要領は、平成27年5月1日より施行する。

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。